意見表明等支援体制のあり方

①意見表明等の理解促進

- 年齢や措置されている環境に関わらず、子供が自らの権利について知り、意見を表明することができるよう、権利の啓発や相談方法の 周知を図る
- 児童相談所職員、里親及び施設等職員に対して、子供の意見表明権や、意見表明等を支援することの重要性について理解促進を図る
- 措置決定の場面において、児童相談所職員が子供の意見を丁寧に聴くための体制を整える

②意見表明等を支援する仕組みの充実

【第三者委員と意見箱の活用促進】

• 施設等の第三者委員や意見箱については適切に運用されている施設等では子供が有効に活用している一方、運用実態に差があることから、運用の底上げを図り活用を促進する

【意見表明等支援員の導入】

- 意見表明等支援員は、専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考 えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁したりすることを職務とする
- 意見表明等支援員は、面談等を通じて子供の意見形成等を支援し、子供の希望に応じて意見を代弁することを活動内容とし、児童相談 所や施設等の支援方針と子供の意見が異なる場合は、児童相談所や施設等の職員が調整を行う
- 意見表明等支援員は、まずは、社会的養護に関する知識を有するソーシャルワーカー等の福祉専門職に委託することを基本とする
- 意見表明等支援員の導入については、まずは、現在子供の意見表明等を支援する仕組みがない場面を優先し、以下のとおりモデル的に開始する
 - ・一時保護中の子供に対して、措置決定にあたり意見表明等支援員が意見を聴く体制を整える
 - ・里親等委託中の子供が、希望に応じて意見表明等支援員と面談をできる体制を整える
 - ・子供本人が児童福祉審議会へ申立を行う場合に、希望に応じて意見表明等支援員による申立手続きの支援、児童福祉審議会での意見 聴取への同席及び代弁をできる体制を整える
- 意見表明等支援員の活動結果を効果検証し、段階的に導入範囲を拡大していく
- 意見表明等支援員として従事するためには、事前に都が実施する研修を修了し、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的事項、 意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得する
- 意見表明等支援員が子供の特性や年齢に応じた支援をできるよう、意見表明等支援員をサポートする仕組みを整える

③児童福祉審議会への申立

- 子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整える
- 子供本人が申し立てることができる案件は、措置内容に関することを基本とする
- 子供本人による申立案件の審議を行う児童福祉審議会委員については、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する研修を受けるなど、 専門性を担保する
- 子供本人への意見聴取については、子供の希望に応じて意見表明等支援員が同席することや、意見表明等支援員が子供の意見を代弁することができる仕組みとする